

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

臨床研修医の協力型臨床研修病院又は研修協力施設に係る取扱基準（改正後全文）

（趣旨）

第1 この基準は、基幹型臨床研修病院（以下「基幹型病院」という。）において医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2に規定する臨床研修を行う医師（以下「研修医」という。）が、県立の協力型臨床研修病院又は研修協力施設（以下「協力型県立病院等」という。）で研修を行う場合の身分、任用、給与その他の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

（身分）

第2 県立病院以外の基幹型病院の研修医が協力型県立病院等で臨床研修を行う場合の県立病院等における身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員とし、県立病院以外の基幹型病院の身分を併せ持つものとする。

なお、県立の基幹型病院（以下「基幹型県立病院」という。）の研修医が協力型県立病院等で臨床研修を行う場合は、会計年度任用職員の身分が引き続くものであること。

（任用手続）

第3 県立病院以外の基幹型病院の研修医を協力型県立病院等で任用する場合の任用手続は、会計年度任用職員等人事事務取扱要領（令和2年3月31日付医職第1212号）による。

なお、基幹型県立病院の研修医が協力型県立病院等で臨床研修を行う場合は、再度の任用手続きは不要であること。

（研修医の期間）

第4 第2に規定する研修医としての身分を有する期間は、基幹型病院と協力型県立病院等との協議により決定する。

（給与）

第5 研修医の給与は、給料、特殊勤務手当（防疫等作業手当、特殊診療手当の救急医療業務従事額及び時間外手術等業務従事額並びに診療応援手当に限る。）、超過勤務手当、休日給、宿日直手当及び夜勤手当とし、支給額及び支給方法は次のとおりとする。

（1）給料は月額とし、下記に定める額とする。

① 基幹型県立病院の研修医が協力型県立病院等で研修する場合基幹型県立病院が、正規職員の例により支給する。

給料月額

病院名	1 年次	2 年次
中央	330,000 円	380,000 円
胆沢、磐井、中部、二戸	345,000 円	395,000 円
大船渡、宮古、久慈	360,000 円	410,000 円

② 東北大学病院の研修医が協力型県立病院等で研修する場合

ア 研修期間が2ヶ月以内の場合

東北大学病院が支給する。

イ 研修期間が2ヶ月を超える場合

協力型県立病院等が、正規職員の例により支給する。

給料月額

病院名	1 年次	2 年次
中央	330,000 円	380,000 円
胆沢、磐井、中部、南光	345,000 円	395,000 円
大船渡、宮古、遠野、高田	360,000 円	410,000 円

③ 岩手医科大学附属病院（以下「岩手医大病院」という。）の研修医が協力型県立病院等で研修する場合

ア 研修期間が2ヶ月以内の場合

岩手医大病院が1年次の研修医については35万円、2年次の研修医については40万円の基本賃金を支給するものであるが、協力型県立病院等がさらに「地域加算給」を給料として正規職員の例により支給する。

地域加算給月額

病院名	地域加算給
大船渡、釜石、宮古、遠野、高田、久慈、千厩、大槌、軽米	10,000 円

イ 研修期間が2ヶ月を超える場合

協力型県立病院等が、正規職員の例により支給する。

給料月額

病院名	1 年次	2 年次
中央	330,000 円	380,000 円
胆沢、磐井、中部、二戸	345,000 円	395,000 円
大船渡、釜石、宮古、久慈	360,000 円	410,000 円

- (2) 協力型県立病院等で研修する研修医が、年次休暇、病気休暇及び有給の特別休暇以外で定められた勤務時間を勤務しないときの給料及び地域加算給額の支給方法は、次のとおりとする。
- ① 基幹型県立病院の研修医が協力型県立病院等で研修する場合
協力型県立病院等が基幹型県立病院に勤務実績を報告の上、基幹型県立病院は勤務しなかった日又は時間に対応する給料を日割り又は時間割計算によって減額して支給する。
 - ② 基幹型県立病院以外の研修医が協力型県立病院等で研修する場合
協力型県立病院等は、勤務しなかった日又は時間に対応する給料又は地域加算額を日割り又は時間割計算によって減額して支給する。ただし、上記（1）②アの研修医については、東北大学病院が額を算定し支給する。
- (3) 協力型県立病院等で研修する研修医の宿日直手当の額及び支給方法は、下記のとおりとする。
- ① 基幹型県立病院の研修医が協力型県立病院等で研修する場合
宿日直手当の額は、「臨床研修医師取扱要領（以下「取扱要領」という。）」に定める額とし、支給方法は、協力型県立病院等が基幹型県立病院に勤務実績を報告の上、県立病院の正規職員の例により基幹型県立病院が支給する。
 - ② 基幹型県立病院以外の研修医が協力型県立病院等で研修する場合
宿日直手当の額は、取扱要領に定める額とし、支給方法は、県立病院の正規職員の例により協力型県立病院等が支給する。ただし、上記（1）②アの研修医については、東北大学病院の規定に定める額を、東北大学病院が支給する。
- (4) 協力型県立病院等で研修する研修医の特殊勤務手当（防疫等作業手当、特殊診療手当の救急医療業務従事額及び時間外手術等業務従事額に限る。）の額及び支給方法は、次のとおりとする。
- ① 基幹型県立病院の研修医が協力型県立病院等で研修する場合
特殊勤務手当の額は、取扱要領に定める額とし、支給方法は、協力型県立病院等が基幹型県立病院に勤務実績を報告の上、正規職員の例により基幹型県立病院が支給する。
 - ② 基幹型県立病院以外の研修医が協力型県立病院等で研修する場合
特殊勤務手当の額は、取扱要領に定める額とし、支給方法は、県立病院の正規職員の例により協力型県立病院等が支給する。ただし、上記（1）②アの研修医については、東北大学病院の規定に定める額を、東北大学病院が支給する。
- (5) 協力型県立病院等で研修する研修医の特殊勤務手当（診療応援手当）（以下「診療応援手当」という。）の額及び支給方法は、次のとおりとする。
- ① 基幹型県立病院の研修医が協力型県立病院等で研修する場合
診療応援手当の額は、取扱要領に定める額とし、支給方法は、協力型県立病院が基幹型県立病院に勤務実績を報告の上、正規職員の例により基幹型県立病院が支給する。なお、研修医が協力型県立病院等の指導医とともに診療応援した場合も同様に支給する。
 - ② 基幹型県立病院以外の研修医が協力型県立病院等で研修する場合
診療応援手当の額は、取扱要領に定める額とし、支給方法は、県立病院の正規職員の例により協力型県立病院等が支給する。なお、研修医が協力型県立病院等の指導医とともに診療応援した場合も同様に支給する。ただし、上記（1）②アの研修医については、東北大学病院の規定に定める額を、東北大学病院が支給する。
- (6) 協力型県立病院等で研修する研修医の超過勤務手当及び休日給の額及び支給方法は、次のとおりとする。
- ① 基幹型県立病院の研修医が協力型県立病院等で研修する場合

超過勤務手当及び休日給の額は、取扱要領に定める額とし、支給方法は、協力型県立病院等が基幹型県立病院に勤務実績を報告の上、医師及び歯科医師以外の正規職員の例により基幹型県立病院が支給する。

② 基幹型県立病院以外の研修医が協力型県立病院等で研修する場合

超過勤務手当及び休日給の額は、取扱要領に定める額とし、支給方法は、医師及び歯科医師以外の県立病院の正規職員の例により協力型県立病院等が支給する。ただし、上記（１）②アの研修医については、東北大学病院の規定に定める額を、東北大学病院が支給する。また、上記（１）③アの場合は、岩手医大病院が支給する基本賃金に「地域加算給」を加えた額により計算する。

(7) 協力型県立病院等で研修する研修医の夜勤手当の額及び支給方法は、次のとおりとする。

① 基幹型県立病院の研修医が協力型県立病院等で研修する場合

夜勤手当の額は、取扱要領に定める額とし、支給方法は、協力型県立病院等が基幹型県立病院に勤務実績を報告の上、医師及び歯科医師以外の正規職員の例により基幹型県立病院が支給する。

② 基幹型県立病院以外の研修医が協力型県立病院等で研修する場合

夜勤手当の額は、取扱要領に定める額とし、支給方法は、医師及び歯科医師以外の県立病院の正規職員の例により協力型県立病院等が支給する。ただし、上記（１）②アの研修医については、東北大学病院の規定に定める額を、東北大学病院が支給する。

（診療応援）

第6 1年次の研修医については、診療応援（献血事業の問診医含む）を行わせないものとする。

（勤務時間及び週休日）

第7 協力型県立病院等で研修する研修医の正規の勤務時間は、医療局会計年度任用職員等就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規定第14号）による。

（超過勤務時間の管理及び報告）

第8 協力型県立病院等は、研修医を受け入れるときは、その月の基幹型病院における超過勤務時間を聴取し、超過勤務時間を管理するものとする。

また、協力型県立病院等は、研修終了月において研修医の超過勤務時間の実績を基幹型病院に報告するものとする。

（宿日直）

第9 基幹型病院は、研修医に対し、第4に規定する研修医の期間内に基幹型病院の宿日直勤務を命じようとする場合は、予め協力型県立病院等の承認を得た上で、宿日直勤務日を定めなければならないものとする。

2 基幹型病院は、前項の規定により研修医の宿日直勤務日を定めた場合は、書面に明記の上、速やかに協力型県立病院等に通知するものとする。

3 基幹型病院又は協力型県立病院等が研修医に宿日直勤務を命じるに当たっては、次に掲げる事項に留意の上、基幹型病院及び協力型県立病院等が相互に調整するものとする。

(1) 連続勤務時間は、15時間までとする。

(2) 勤務間インターバルは9時間を確保する。ただし、指導医の勤務に合わせた24時間の連続勤務時間とする必要がある場合は、24時間の勤務間インターバルを確保する。

（旅費）

第10 派遣に係る旅費は、基幹型県立病院の研修医については、病院間の移動に係る交通費を当該病院が支給することとするが、現地経費及び宿泊料は支給しない。なお、東北大学病院及び岩手医大病院の研修医については支給しない。

2 研修医が、協力型県立病院等で研修期間中に協力型県立病院等の用務のため出張を命じられた場合は、当該研修医に対し、医療局企業職員等旅費規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第11号）及び医療局企業職員日額旅費規程（昭和49年岩手県医療局管理規程第9号）の定めるところにより、協力型県立病院等が旅費を支給する。

3 協力型県立病院等で研修を行う研修医は、協力型県立病院等の公舎に滞在することを原則とする。

ただし、研修医が協力型県立病院等の公舎に入居できないことについて、止むを得ない事情があると認められる場合に限り、通勤を認めるものとし、その場合においては、基幹型病院が旅費を支給するものとするが、現地経費及び宿泊料は支給しない。（単に個人の希望による通勤は認めない。）

（年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間）

第11 協力型県立病院等で研修を行う基幹型県立病院の研修医は、医療局会計年度任用職員等就業規則により、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間（以下「年次休暇等」という。）を取得できるが、基幹型県立病院における年次休暇等の日数等は通算するものとする。

2 県立病院以外の基幹型病院から受け入れる研修医の年次休暇等については、当該基幹型病院の規程による。

(被服貸与)

第12 協力型県立病院等で研修する研修医については、医療局職員被服貸与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第10号）の定めるところにより被服を貸与する。

(公舎の貸与、公舎料及び公舎の光熱水費)

第13 協力型県立病院等で研修する研修医については、医療局の公舎の管理及び使用に関する規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第19号）の定めるところにより原則として公舎を貸与するものとする。

2 協力型県立病院等で研修する研修医については、公舎料及び公舎の光熱水費は無償とする。

(服務)

第14 この基準に定めるもの以外の協力型県立病院等で研修する研修医の服務については、医療局会計年度任用職員等就業規則による。

(健康保険及び厚生年金等)

第15 研修医の健康保険・厚生年金及び雇用保険は、基幹型県立病院の研修医並びに第5(1)②ア及び③アの研修医については、それぞれ派遣元である基幹型県立病院、東北大学病院及び岩手医大病院において継続して加入し、第5(1)②イ及び③イの研修医については、協力型県立病院等において新たに加入するものとする。

(災害補償等)

第16 協力型県立病院等で研修を行う研修医の業務上・通勤途上の負傷、疾病、死亡の補償は、協力型県立病院等が補償するものとする。ただし、第5(1)②ア及び③アの研修医については、それぞれ派遣元である東北大学病院及び岩手医大病院が補償するものとする。

(損害賠償)

第17 協力型県立病院等で研修する研修医については、協力型県立病院等が加入する病院賠償責任保険を適用するものとする。

(定期健康診断)

第18 基幹型県立病院から受け入れた研修医の定期健康診断については、基幹型県立病院で実施するものとする。

2 東北大学病院から受け入れた研修医については協力型県立病院等で実施し、岩手医大病院から受け入れた研修医については、岩手医大病院で実施するものとする。

(学会参加旅費及び参加費)

第19 協力型県立病院等で研修を行う研修医に対する学会参加旅費及び参加費については、県立病院の非常勤医師に準ずる（学会参加料含む。）ものとし、基幹型県立病院の研修医については当該病院から通算し認める範囲内とする。

勤続期間 6ヶ月以上 7万円

勤続期間 3ヶ月以上6ヶ月未満 5万円

(連絡調整)

第20 研修医が、協力型県立病院等で研修する場合の連絡調整については、基幹型病院及び協力型県立病院等における臨床研修業務を担うそれぞれの事務部門において行うものとする。

(派遣の取扱)

第21 基幹型県立病院の研修医を県立病院以外の協力型臨床研修病院等に派遣する場合は、基幹型県立病院長と協力型臨床研修病院等の長との間で派遣契約等を締結し、身分、任用その他の取扱は派遣契約等によるものとする。なお、岩手医大病院の研修医が協力型県立病院等で研修する場合は、医療局長と岩手医大病院長との間で出向契約を締結することとし、東北大学病院の研修医が協力型県立病院等で研修する場合は、派遣契約は締結しないこととする。

(補則)

第22 この基準に定めるもののほか、研修医の取扱について、必要な事項は、その都度医療局長が定めるものとする。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年8月1日から施行する。

附 則